

第4回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 7月 5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 7月 5日 午前10時25分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	星野安久	○		
2	斉藤美保	○		
3	岸正二	○		
4	角田壽一	○		
5	鳥山孝子	○		
6	新井正喜	○		
7	飯塚敬子	○		
8	下田三徳	○		
9	齊藤由香	○		
10	大島アサ子	○		
11	須田和敏	○		
12	青木明雄	○		
13	高井眞佐実	○		
14	石田玉枝	○		
15	野村隆	○		
16	眞下謹司	○		
17	廣瀬淳	○		
18	高橋昭彦	○		
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

/	齋藤光男	○		農地利用最適化推進委員委員長
/	新井健二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
/	津久井一美		×	農地利用最適化推進委員班長
/	爲谷賢司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席7番 飯塚 敬子 委員

議事録署名委員 議席8番 下田 三徳 委員

議事参与が制限された委員数 3人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 内山 勉
副事務局長 中澤 正幸
統括主幹(係長) 竹之内 智行
主 事 小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第4回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。
議事録署名委員に議席番号7番、飯塚敬子委員と議席番号8番、下田三徳委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は議席番号7番、飯塚敬子委員と議席番号8番、下田三徳委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条第の規定による許可決定についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令

書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件におきましては、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ農地法第5条関係を許可番号5の28、5の29の記載の2件について、令和元年6月17日に意見聴取をいたしました。同日付をもちまして、群馬県農業委員会ネットワーク機構から許可妥当との回答により、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたのでご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から4ページの6番までの6件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1から3番までの3件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1から6番までの6件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の

表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第7、報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明申し上げます。報告書の9ページをお願いいたします。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、番号1の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を岸第1班長に、子持、赤城、北橋地区を高井第1班長より報告をお願いします。

最初に岸第1班長、お願いします。

6月27日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、大島アサ子委員、眞下謹司委員、事務局の狩野主幹、小林主事と私、岸の6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が18件、合計19件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっております。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は道路、西は雑種地、北は畑となっております。問題ないと思われます。

8ページをご覧ください。

申請番号5の2番の現地は、東は畑と山林、西は山林と雑種地、南は雑種地、北は畑と宅地となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東と西は雑種地、南は道路、北は宅地となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東と北は道路、西は上信道予定地、南は宅地となっております。問題ないと思われます。

9ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は畑、西と北は畑と道路、南は宅地となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と西は宅地、南は墓地、北は畑となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、四方すべてが宅地となっております。問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の10番の現地は、東は宅地と畑、西は雑種地と畑、南は畑、北は道路となっております。問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は畑、西は道路、南と北は宅地と畑となっております。問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の12番の現地は、東は雑種地、西は畑、南は道路、北

は宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の13番の現地は、東と北は宅地、西は道路、南は畑となっています。問題ないと思われま

申請番号5の14番の現地は、東は宅地と畑、西は宅地、南は道路と畑、北は畑となっています。問題ないと思われま

申請番号5の15番の現地は、東と西と北は道路、南は畑となっています。問題ないと思われま

12ページをご覧ください。

申請番号5の16番の現地は、東と西と南は田、北は用水路と宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の17番の現地は、東と西は道路、南は宅地、北は宅地となっています。問題ないと思われま

申請番号5の18番の現地は、東は田、西と北は道路、南は宅地となっています。問題ないと思われま

以上で第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、高井第1班長お願いします。

13番

6月27日に実施しました、第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と私、高井と事務局の竹之内係長、池田主幹の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が11件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は山林、西は山林、南は畑、北は畑ですが、申請番号5の21番と一体利用となっています。問題ないと思われま

次に5条申請であります。議案書12ページをご覧ください。

申請番号5の19番の現地は、東は畑、西は宅地、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われま

続きまして議案書の13ページをご覧ください。

申請番号5の20番の現地は、東は道路、西は畑、南は畑と宅地、北は畑となっています。問題ないと思われま

申請番号5の21番の現地は、東は山林、西は山林、北は雑種地、

南は畑ですが、申請番号4の2番と一体利用となっています。問題ないと思われれます。

続きまして議案書の14ページをご覧ください。

申請番号5の22番の現地は、東は山林、西は山林、南は雑種地、北は畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の23番の現地は、東は畑、西は一体利用する山林、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

続きまして議案書の15ページをご覧ください。

申請番号5の24番の現地は、東は道路、西は雑種地、南は道路、北は畑となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の25番の現地は、東は畑と道路、西は宅地、南は畑と宅地、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の26番の現地は、東は畑、西は道路、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われれます。

続きまして議案書の16ページをご覧ください。

申請番号5の27番の現地は、東は宅地、西は畑、南は宅地、北は畑と道路となっています。問題ないと思われれます。

申請番号5の28番の現地は、東は畑と宅地、西は宅地、南は一体利用となる雑種地、北は畑となっています。問題ないと思われれます。

最後に議案書の17ページをご覧ください。

申請番号5の29番の現地は、東は道路、西と北は水路、南は田となっています。問題ないと思われれます。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。

議 長 つづきまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から8番の8件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から3の8番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の2番、3の3番、3の4番及び3の8番は農業経営規模拡大のため、3の1番、3の5番、3の6番及び3の7番は農業経営効率化を図るものです。

なお、3の5番、3の6番につきましては、等価交換により効率化の向上を図るものです。

それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、申請番号3の3番を審議したいと思います。渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できませんので、渋川市農業委員会規程第3条の会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっておりますのでこの事案については、大島会長職務代理者に議長をお願いします。

(議長退席)

議長

それでは、規定によりましてこの議事について議長を務めさせていただきます、会長職務代理者の大島です。よろしくお願いします。

それでは、申請番号3の3番を審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の3番について、許可することでご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の3番は、議案のとおり許可すること
に決しました。退席している委員は席にお戻りください。議長を交代
します。
ありがとうございました。

(議長着席)

議 長 議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。
次に、申請番号3の8番を審議したいと思います。審議に入る前に、
農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に
より、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、申請番号3の8番を審議いたします。質疑のある方はお
願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の8番については、許可することでご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の8番は、議案のとおり許可すること
に決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 続きまして、議案第1号、申請番号3の3番、3の8番を除く申請
番号3の1番から8番の8件中6件について審議します。質疑のある
方はお願いします。

18番 はい、議長。18番高橋。

議長 はい、高橋委員。

18番 申請番号3の1、3の7は何年か前に新規就農したと思うが当時の新規就農の条件を満たした上での申請か。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議長 はい、副事務局長。

事務局 18番委員の質問ですが申請者は3年前に新規就農された方で3年間の耕作状況は確認してあります。

議長 ほかに質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の3番、3の8番を除く申請番号3の1番から8番の8件中6件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の3番、3の8番を除く申請番号3の1番から8番の8件中6件については議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号4の1番から4の2番の2件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の5ページをお願いします。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のと

おり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており申請人より、始末書が出されています。

申請番号4の2番は農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から4の2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から4の2番の2件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。つづきまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。申請番号5の1番から5の29番の29件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の29番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま

す。議案書の8ページをお願いします。

申請番号5の2番は申請事由に係る一時転用申請です。農地区分は農業公共投資がなく、周辺は宅地、山林等に囲まれた十ヘクタール未満で小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま

す。申請番号5の3番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされてお

り、申請人より始末書が出されています。申請番号5の4番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の9ページをお願いします。

申請番号5の5番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の6番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の7番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま

す。議案書の10ページをお願いします。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、農地法施行規則第43条の1号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われま

す。申請番号5の10番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の11番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされてお

り、申請人より始末書が出されています。議案書の11ページをお願いします。

申請番号5の12番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、議案書には記載していませんが、渡人が既に農地以外の利用をしており、始末書が提出されています。

申請番号5の13番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地

の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の14番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、農地法施行規則第43条の1号に該当し、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

議案書の12ページをお願いします。

申請番号5の16番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の17番は都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の18番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の19番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

議案書の13ページをお願いします。

申請番号5の20番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の21番は農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。なお、本案件は第4条申請が併せて提出されており、一体利用の申請となります。

議案書の14ページをお願いします。

申請番号5の22番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の23番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

議案書の15ページをお願いします。

申請番号5の24番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の25番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の26番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住

宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま。

議案書の16ページをお願いします。

申請番号5の27番は農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われま。

申請番号5の28番は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま。なお、今回の申請地は既に許可済みの農地に隣接し、転用許可を受けることなく一体施工してしまったものです。本来であれば農地法第51条の違反転用に対する処分に該当してもおかしくない事案ですが申請人に故意はなく、過失により生じたものと判断されます。申請人においては、深く反省している旨の始末書が提出されており、かつ過去に同様の事案をおこしていないことから、今回の申請は是正のためのやむを得ないものと思われま。

議案書の17ページをお願いします。

申請番号5の29番は農業公共投資がなく、小集団の生産力の低い農地に該当すると思われま。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から5の29番の29件について審議します。質疑のある方はお願いします。

1番 はい、議長。1番星野。

議長 はい、星野委員。

1番 太陽光の申請が4条で1件、5条で7件と合計8件の申請がでたが今、市で新たに条例が考えられているが施行後、農地転用許可との兼ね合いはどうなるか。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議長 はい、事務局係長。

事務局 1番委員の質疑ですが農地転用の許可は他法令の許可または許可見込みを確認して現在対応していますので現在同様に同歩調で対応したい。

議 長 ほかには質疑はある方はお願いします。

18番 はい、議長。18番高橋。

議 長 はい、高橋委員。

18番 5の28番が太陽光で追認となっているがなぜか。今まで太陽光で追認がなかったのです。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 18番委員の質問ですが平成27年度に今回の隣地に同申請人より太陽光の申請が出されました。当時の土地利用計画図を越えた施行が今回確認されました。当時の申請の中身を逸脱した現地になっていたので指導し、追認申請をあげることになった。

議 長 ほかには質疑はある方はお願いします。

18番 はい、議長。18番高橋。

議 長 はい、高橋委員。

18番 太陽光は施行が終わった時点で現地確認をしてもっと早く対応してもらいたい。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 通常は、許可書交付時に完了報告の提出をお願いしています。写真も添付してもらってるが詳細までの確認ができていなかったのもので今後注意したい。

議 長 ほかには質疑はある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の1番から5の29番の29件について、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号5の2番を除く、申請番号5の1番から5の29番の28件については、議案のとおり許可することに決しました。

なお、申請番号5の2番については異議なしと認め、3,000平方メートルを超える案件として、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するために許可相当とすることに決しました。

つづきまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の19ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、子持、赤城及び北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年8月1日を予定しております。

計画概要につきましては、19ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が23人、借受人が14人、筆数が35筆、面積が35,056平方メートルです。

この個別の内訳は、20ページから21ページ記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表の番号17番から23番を審議したいと思います。渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できませんので、渋川市農業委員会規程第3条の会長職務代理者が会長が欠けたとき、その職務を代理することになっております。この事案については、大島会長職務代理者に議長をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

規定によりまして、この事案について議長を務めさせていただく、会長職務代理者の大島です。よろしくをお願いします。それでは利用権設定総括表の番号17番から23番の7件について審議いたします。質疑のある方はをお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の利用権設定総括表番号17番から23番の7件については、議案のとおり認めることをご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、利用権設定総括表番号17番から23番については、承認することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。議長を交代します。ありがとうございました。

(議長退席)

議 長

議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。つづきまして、利用権設定総括表番号33番から35番の3件について審議いたしますので、関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは利用権設定総括表番号33番から35番の3件について審議いたします。質疑のある方はをお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の利用権設定総括表番号33番から35番の3件については議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号33番から35番については、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議長 続きまして、利用権設定総括表番号17番から23番及び番号33番から35番の10件を除く、番号1番から35番の25件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の利用権設定総括表番号17番から23番及び番号33番から35番の10件を除く、番号1番から35番の25件については、議案のとおり認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号17番から23番及び番号33番から35番の10件を除く、番号1番から35番の25件については、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第4回渋川市農業委員会月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時25分>

